



令和7年7月18日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名:①パナソニック株式会社

②パナソニック産機システムズ株式会社

③パナソニックマーケティングジャパン株式会社

④パナソニック環境エンジニアリング株式会社

⑤パナソニックEWエンジニアリング株式会社

期間:① 令和7年7月18日から令和7年8月17日まで(1ヶ月)

②③ 令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヶ月)

④⑤ 令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和7年7月18日
近畿地方整備局

パナソニック株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

パナソニック株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である関東地方整備局長より監督処分(指示処分)を受けた。

2. 指名停止措置理由

パナソニック株式会社が建設業法の規定により、監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：パナソニック株式会社

大阪府門真市大字門真1006番地

代表取締役 品田 正弘

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月18日から令和7年8月17日まで(1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。))。

令和7年7月18日

近畿地方整備局

パナソニック産機システムズ株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である関東地方整備局長より監督処分(22日間の営業停止処分)を受けた。

2. 指名停止措置理由

パナソニック産機システムズ株式会社が建設業法の規定により、監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：パナソニック産機システムズ株式会社

東京都墨田区押上1-1-2

代表取締役社長 右近 貞治

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。))。

令和7年7月18日

近畿地方整備局

パナソニックマーケティングジャパン株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

パナソニックマーケティングジャパン株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である関東地方整備局長より監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けた。

2. 指名停止措置理由

パナソニックマーケティングジャパン株式会社が建設業法の規定により、監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：パナソニックマーケティングジャパン株式会社

大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号

代表取締役 堤 篤樹

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月18日から令和7年9月17日まで(2ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。

令和7年7月18日

近畿地方整備局

パナソニック環境エンジニアリング株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

パナソニック環境エンジニアリング株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置していた。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けた。

2. 指名停止措置理由

パナソニック環境エンジニアリング株式会社が建設業法の規定により、監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：パナソニック環境エンジニアリング株式会社

大阪府吹田市垂水町3-28-33

代表取締役 小野 勝

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。

令和7年7月18日

近畿地方整備局

パナソニックEWエンジニアリング株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けた。

2. 指名停止措置理由

パナソニックEWエンジニアリング株式会社が建設業法の規定により、監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：パナソニックEWエンジニアリング株式会社

大阪府大阪市中心区城見2-1-61

代表取締役 加藤 達也

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月18日から令和7年10月17日まで(3ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。